

2012年1月25日

## 審査請求書

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

審査請求人 三木 由希子

1 審査請求人の住所、氏名、年齢

住所 東京都新宿区三栄町16-4 芝本マンション403

情報公開クリアリングハウス内

氏名 三木 由希子

年齢 \*\*歳

2 審査請求に係る処分

御庁の2011年12月14日付けの行政文書開示等決定通知書（閣情第470号）

3 前項の処分があったことを知った年月日

2011年12月19日

4 審査請求の趣旨

前2項記載の処分を取り消すとの決定を求める

5 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、2011年11月27日付けで、処分庁に対し情報公開法に基づき「秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの（ホームページで公表されている議事概要を除く）」の開示を請求した。

(2) 処分庁は、2011年12月14日付で、請求対象となる行政文書を不存在とする処分をした。

(3) 本審査請求で争う処分（以下、本件処分）の理由として、以下の記載があった。  
開示請求に係る行政文書を保有していないため。

(4) これについては、以下のことから本件処分は妥当ではない。

- ① 本件処分を通知した「行政文書開示等決定通知書」には、「下記のとおり開示することとしましたので通知します」と冒頭に記載があり、その後、不開示の理由を提示しており、処分としては開示を決定し、付記された理由において行政文書不存在の説明を行っている。このような処分はそもそも不適法である。
- ② 本件請求では、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」と、「情報保全システムに関する有識者会議」の議事内容のわかるものを求めている。二つの有識者会議の報告書を見ると、すでに公表されている議事概要だけでは、なぜこのような報告書になったのかを明らかにするに足りる情報がない。少なくとも、報告書のとりまとめを事務局で行っている以上、どのような意見や情報によって政策的、技術的な取捨選択を行ったのかは、何らか記録が作成されているはずである。また、それは事務局を担当する職員の備忘録であったとしても、報告書のとりまとめという重要な職務遂行のために用いられていれば、行政文書として特定されるべきである。

(5) 以上のとおり、本件処分は情報公開法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

## 6 処分庁の教示

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日から 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定が会ったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の翌日から起算をして 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。」との教示があった。

以上